

# 島根県における近代産婆制度運用に関する研究

宮本 恭子\*

A study of the Organizing Process of the Modern Midwifery  
System in Shimane Prefecture

Kyoko MIYAMOTO

## 要 旨

生命誕生の介助者である「産婆」は、墮胎行為の周辺に存在するものとしても認識されていた。本稿では、島根県を対象に、明治期を通じてどのような法規制のもとに産婆があったのかを検討することで、生殖との関連で産婆がどのような存在として認識されていたかを探ることを目的とした。島根県は全国レベルの産婆制度の運用と比べ早いスピードで産婆の管理統制を進めた。その背景には、墮胎行為に深く関わる存在である産婆の質の改善を急ぐことで、墮胎の取締を強化しようとする県の方針があったものと推察される。このことは、結果として明治期以降の島根県の産婆の質の向上につながり、その産婆の貢献が母子保健の向上に大きく寄与することになったといえよう。

キーワード：島根県，産婆，産婆制度，墮胎

## はじめに

助産師は、「保健師助産師看護師法」（昭和23年制定）という法律の第3条に次のように定義されている。「厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子」つまり、助産師は、お産をするときの支援や、妊娠・出産・産後の女性や赤ちゃんに対して、健康に関する教育・相談を行う専門職として働いている。助産師は、妊娠や分娩のみにかかわらず、女性の健康、性と生殖（妊娠、出産）に関すること、育児や家族支援など、女

性の生殖と非常に関係の深い職業である。

この助産師は、その名称の前には助産婦、さらにその前には、産婆と呼ばれていた。では、産婆という名称はいつ頃から登場したのだろうか。明治期、法令上産婆の用語が初めて登場するのは、1868年（明治元）一二月二四日付法令一一三八号である。そこでは、産婆の売薬世話・墮胎取扱を禁じている。当時産婆を業とする者に、分娩介助のほか、売薬の世話や墮胎の取扱等をなす者がおり、これにより、産婆の売薬世話と墮胎が禁じられた<sup>1)</sup>。このように生殖に深く関わる職業である産婆は、墮胎等にも深く関わる存在であった

---

\*島根大学法文学部法経学科

ことが先行研究によって数多く指摘されている。例えば、以下のような記述がある。

十八世紀半ばに賀川女悦が回生術を創始して以降、産婆は、経験のみを頼りにする無知な存在、墮胎や間引きも行う存在として産科医たちの批判にさらされる。民衆たちの中で根強い信頼を得る産婆は、生まない選択にも手を貸す存在であった<sup>2)</sup>（下線は筆者によるもので以下、同様）。

近世後期の出産管理政策の中で藩や医者、仏教者によって民衆教化のために作られた間引き教諭書では、しばしば産婆が間引きの実行者として批判にさらされる。命の誕生に深く関わる産婆は、当時の出産が命の危険をとまなうものであったがゆえに重視されると同時に、墮胎・間引きに関与する存在として賤業視される存在でもあった<sup>3)</sup>。

近世、女医・女医者の呼称で、「子おろし」にかかわる者が現れるが、彼女らの多くは特別な教育をうけた医師という性格のものではなく、墮胎医の助手になってその技術を身につけた老練な産婆であった<sup>4)</sup>。

「子をおろす女の医し」がしっかりと金を床下に貯めこんだまま衰れにも死んだという話に見るように、産婆は金になる商売でもあった。しかし、墮胎のこともあって一般には賤業とみられていた<sup>5)</sup>。

産婆の無学無知が難産を招いているのだとして、産婆は嫌われた存在となっていた<sup>6)</sup>。

近世では避妊薬と墮胎薬とはほぼ同じ意味で用いられており、(中略)、現今の薬店がひそかに墮胎薬を売りさばき、(とりあげばば)が墮胎の業をしているのとは訳が違う。当時、墮胎薬は薬店や産婆・墮胎医らによって売られていた<sup>7)</sup>。

明治政府は明治元年(一八六八)に産婆による墮胎を禁じている。これは家や共同体の

意志を受けて墮胎を行っていた産婆を取り締まることによって、個人や共同体の手にあった出産管理権を国家へ移そうとするものであり、同一五年の墮胎罪を規定した刑法の施行(公布は明治一三年)は、それをより明確にしたものである<sup>8)</sup>。

一九〇四、〇五(明治三七、三八)年頃、各地に交番所ができ巡査が熱心に墮胎を検挙するようになって、ようやくこの行為が姿を消したが、「例外もあって大正時代まではトリアゲバアサンが嬰兒が産声をあげる迄に股の間で圧殺したり、口に紙をぬらしたものを張って殺した」という<sup>9)</sup>。医学雑誌を繰ってみると、明治・大正・昭和戦前期を通じてさまざまな手段を用いたヤミ墮胎、自力墮胎の例が多数報告されており、なかには生きて出てきた子を殺した例もある。施術者には産婆や「墮ろし婆」が多い<sup>10)</sup>。

このように産婆の業務、産婆は、生命誕生の介助としての地位を評価されるよりも、墮胎行為の周辺に存在するものとして認識されていたことをうかがうことができる。この産婆の制度運用は、明治期、地方に委ねられていた。本稿では、地方の産婆に関する制度運用を検討することで、生殖との関連で産婆がどのような存在として意識されていたかを探ることを目的とする。そこで、その地方である島根県を対象に、明治期を通じて一体どのような法規制のもとに産婆があったのか、島根県が産婆に関してどのような方針で制度運用(規則制定するための改正)を行ったのかを、全国的な流れを踏まえながら、島根県の法令・規則類の変遷と産婆数等の推移等から検討する。

## I. 全国の産婆に関する法制

### 1. 「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取扱方」にみる産婆

明治期以降の産婆に関連する制度の変遷は表1のようである。明治期、法令上産婆の用語が初めて登場するのは、1868年（明治元）二月二四日付法令一一三八号である。そこで太政官は産婆に対し以下の「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取締方」を布達した<sup>11)</sup>。当時産婆を業とする者に、分娩介助のほかに、売薬の世話や墮胎の取扱等をなす者がおり、これにより、産婆の売薬世話と墮胎が禁じられた。

近來産婆之者共賣薬之世話又は墮胎之取扱等致し候者有之由相聞へ以之外之事に候元來産婆は人之生命にも相拘不容易職業に付假令衆人之頼を受無餘儀次第有之候共決して右等之取扱致間敷筈に候以来萬一右様之所業於有之は御取糺之上屹度御咎可有之候間爲心得兼テ相達候事

この時点で産婆は人命に関わる職業として明文化され、業務上の禁止事項に売薬世話・墮胎をあげ、罰則として取調べの上処罰すると規定された。近代産婆制度にとって出発点となる規定といえよう。しかしこの弊風は容易に改め得る習慣ではなかったので、その取締りは各地方に委せたのが実情であった。

### 2. 「醫制」にみる産婆

明治初年、政府は西洋医学特にドイツ医学の採用の方針を決定し、医制・学制の改革を進めていった。この流れの中にあって政府は以下の「醫制」（明治七年八月一八日 文部省より東京京都大阪三府へ達、八年改正、明治八年五月一四日文部省より東京京都大阪へ達）

を布達した<sup>12)</sup>。その中の第五十～五十二条に産婆の法的存在を知ることができる。

第五十條 産婆ハ四〇歳以上ニシテ婦人小兒ノ解剖生理及ヒ病理ノ大意ニ通シ所就ノ産科醫ヨリ出ス所ノ實驗證書産科醫ノ眼前ニテ平産十人難産二人ヲ取扱ヒタルモノヲ所持スル者ヲ檢シ免状ヲ興フ（以下、省略する。）

第五十一條 産婆ハ産科醫或ハ内外科醫ノ差圖ヲ受クルニ非サレハ妾二手を下スヘカラス然レトモ事實急迫ニシテ醫ヲ請フノ暇ナキ時ハ躬ラ之ヲ行フコトアルヘシ但シ産科器械ヲ用フウルヲ禁ス且ツ此時ハ第四十九條ノ規則ニ從ヒ其産婆ヨリ醫務取締ニ届クヘシ

第五十二條 産婆ハ方薬ヲ興フルヲ許サス

明治八年の改正後は第二十九条、第三十条、第三十一条となっている。この時点ではじめて、産婆の教育と資格取得、産婆業務と罰則が規定された。産婆資格取得に関して次の方法が示された。年齢条件は四十歳以上で、婦人小児の解剖生理および病理の大意に通じ、かつ産科医の眼前において平産十人、難産二人の実習を修了した者となっている。なお経過措置として、従来営業の者に対しては「仮免許」を授けることとなった（第五十條）。産婆に関して次の三種類の禁止事項が示されたが、具体的な罰則は規定されなかった。産婆は緊急の場合以外は医師の指示に従うべきこと、産科器機を用いることも方薬を与えることも禁止が決まった（第五十一條、第五十二條）。

しかし、医制の規定はそのまま実施されず、

しばらくの間、各地方の取締規則に委ねられていた。こうして産婆行政を委任された地方庁は、地方の実情に合わせて段階的に教育と資格取得の基準を上げながら規則類を制定しまたは改正しつつ産婆制度を形成していった。この後、政府によって全国統一的な法が制定されるのは明治三十二年七月のことであり、この間の実態は各府県の解明が必要なのである。

### 3. 全国統一法規「産婆規則」制定と、産婆試験規則、産婆名簿登録制の確立

明治三十二年、下記の「産婆規則」、「産婆名簿登録規則」、「産婆試験規則」が制定された<sup>13)</sup>。ここに初の全国統一の産婆の免許制度が確立し、全国レベルで資質水準の統一が図られた。

「産婆規則」（明治三十二年七月十八日勅令三百四十五號）

- 第一條 産婆試験ニ合格シ年齢満二十歳以上ノ女子ニシテ産婆名簿ニ登録ヲ受ケタル者  
ニ非サレハ産婆ノ業ヲ営ムコトヲ得ス
- 第二條 産婆試験ハ地方長官之ヲ舉行ス
- 第三條 一箇年以上産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非サレハ産婆試験ヲ受ケルコトヲ得ス
- 第四條 産婆名簿ハ地方長官之ヲ管理ス産婆名簿ニ登録ヲ受ケントスル者ハ産婆試験  
合格證書ヲ添ヘ地方長官ニ願出ツヘシ 産婆名簿ノ登録事項ニ異動シテ生シタルトキハ二十日以内ニ産婆名簿ノ訂正ヲ願出ツヘシ 産婆名簿ノ登録事項ハ内務大臣之ヲ

定ム（中略）

- 第七條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生兒ニ異状アリト認ムルトキハ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ処置ヲ爲スコトヲ得ス
- 第八條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生兒ニ封シ外科手術ヲ行ヒ産科器械ヲ用キ藥品ヲ投興シ又ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九條 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケサル者ニ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生兒ノ取扱ヲ専任スルコトヲ得ス
- 第十條 産婆ニシテ墮胎ノ罪其ノ他業務ニ関スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ一年以内之ヲ停止スルコトヲ得 産婆名簿登録前ニ犯シタル罪ニ付テモ亦同シ
- 第十一條 試験ニ関スル規定ニ違背シタル者アルトキハ其ノ試験ヲ無効トスルコトヲ得若シ已ニ登録ヲ受ケタルトキハ其ノ登録ヲ取消スコトヲ得
- 第十二條 地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ停止シタル後本人ノ行状ニ依リ其ノ禁止又ハ停止ヲ解除スルコトヲ得
- 第十三條 産婆試験ヲ受ケントスル者ハ産婆名簿ニ登録ヲ願出ツル者ニシテ試験又ハ登録ノ以前墮胎ノ罪其ノ他業務ニ関スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セラレルヘキ罪ヲ犯シタル者又ハ試験ニ関スル規程ニ違背シタル者ナルトキハ試験又ハ登録ヲ許可セサルコトヲ得
- 第十四條 産婆ニシテ三箇年間其ノ業ヲ瑩マサルトキ又ハ白痴不具廢疾ト爲リ

- 其ノ業ヲ営ムニ堪ヘスト認ムルト  
キハ地方長官ハ産婆名簿ノ登録ヲ  
取消スコトヲ得
- 第十五條 産婆名簿ノ登録、登録ノ取消、主  
要ナル登録事項ノ訂正並産婆業ノ  
禁止又ハ停止及其ノ解除ハ地方長  
官之ヲ告示スヘシ
- 第十六條 左ニ掲クル者ハ五十圓以下ノ罰金  
ニ處ス
- 一 産婆名簿ニ登録ヲ受ケスシテ産婆ノ業  
務ヲ爲シタル者
  - 二 産婆名簿ノ登録ヲ取消サレタル後産婆  
ノ業務ヲ爲シタル者
  - 三 産婆ノ業ヲ禁止又ハ停止セラレタル後  
産婆ノ業務ヲ爲シタル者
  - 四 第三條ニ関シ虚偽ノ證明又ハ陳述ヲ爲  
シタル者
  - 五 第七條及至第九條ニ違背シタル者
- 第十七條 第四條第三項第五條第二項及第六  
條ニ違背シタル者ハ料科ニ處ス附  
則
- 第十八條 本令施行以前内務省又ハ地方廳ヨ  
リ産婆ノ免状又ハ鑑札ヲ受ケ現ニ  
其ノ業ヲ営ム者ハ本令施行後六箇  
月以内ニ地方長官ニ願出テ産婆名  
簿ニ登録ヲ受ケルコトヲ得
- 第十九條 地方長官ハ産婆ニ乏シキ地ニ限り  
當分ノ内出願者ノ履歴ニ依リ業務  
ノ地域及五箇年以内ノ期限ヲ定メ  
産婆ノ業ヲ免許スルコトヲ得  
前項ノ免許ヲ受ケタル者ハ産婆ニ  
準シ本令ヲ適用ニ登録スル限ニ在  
ラス

条文では、産婆の資格、産婆試験、産婆名簿の登録、業務範囲、違反の場合等が規定された。条文は十九条から成るが、注目すべき

点は、地方庁の産婆免状・監査を有する者は本令施行後6ヶ月以内の期限を限って産婆名簿に登録すること、及び産婆に乏しき地では5ヶ年以内の期限を定め限定免許を与えることを認めたことである。

また、産婆は二十歳以上の女子で、試験に合格した者で、産婆名簿に登録した者でなければ営業できないことが規定された。試験は地方長官が挙行すること、一年以上産婆の学術を修業した者でなければ、受験することができないと、受験試験に明記された。

全国の産婆数は、明治三十二年から試験が開始し一時的に産婆が減少したが、明治三十三年以降全国的に試験を受けて登録した産婆が急増した。明治三十二年の産婆数は、三十一年の三五九四五名から大幅に減少し、八三六七名であった。ただし、翌年三十三年には登録が進み、二五一一八名と急増し、教育を受けた産婆の供給が進んだ(表2)。

「産婆規則」は、1910年(明治43)に改正され、内務大臣の指定した学校・講習所を卒業した者には無試験で産婆登録を認めることが規定された。1912年(大正元)には、私立産婆学校産婆講習所指定規則が定められ、検定試験に合格した産婆と、学校講習所を卒業した産婆の二種類となった。1942年(昭和17)、産婆が助産婦に改称される。1947年(昭和22)に産婆規則が助産婦規則と改められ、「保健婦助産婦看護婦法令」が公布される。このように、明治期に始まった産婆の制度制定・改正は、1910年(明治43)年の「産婆規則改正」以降、30年間何ら改正がなされず、1942年(昭和17)に産婆から助産婦への名称改正にいたった。

表1 戦前の助産師職制度関連事項（全国・島根県）

年号	西暦	事項		
		全国	島根県	一般
明治元	1968	産婆取締規則発布 (産婆の売薬世話及び墮胎等の取締りに関し布達)		明治維新
明治7	1874	医制発布(76条制定) (医制において産婆に関する条項を設け規定したが、各地方の取締規則に委ねられた。)		
明治9	1876	東京府、東京府病院内に産婆教授所を設置し、試験免許に関し布達		
明治17	1884	桜井女学校内に看護婦養成所を設置(わが国看護婦教育の始まり)	「産婆取締規則」を制定	
明治19	1886	日本赤十字社発足	コレラ大流行	
明治20	1887		島根県赤十字社設立	
明治23	1890		「産婆取締規則」を更生する	
明治24	1891		「産婆試験科目及試験法」の告示。 (松江市内の開業医、森本文斎が私立松江産婆養成所を設ける。)	
明治27	1894			日清戦争開始
明治32	1899	「産婆規則」を公布。(産婆試験規則及び産婆名簿登録制度を制定。産婆の免許制度が確立し、全国レベルで資質水準の統一が図られた。)		
明治36	1903		島根県立産婆養成所を那賀郡浜田町に開設(昭和37年3月廃止)	日露戦争勃発
明治43	1910	「産婆規則改正」内務大臣の指定した学校、講習所卒業者は無試験で産婆登録が受けられる。		韓国併合に関する条約調印
大正元	1912	私立産婆学校、産婆講習所指定規則制定		
大正3	1914			第一次世界大戦始まる
大正4	1915	看護婦規則制定		
大正12	1923			関東大震災
昭和2	1927	日本産婆会設置	島根県産婆会結成	
昭和4	1929			世界大恐慌
昭和6	1931			満州事変勃発
昭和9	1934	恩賜財団愛育会設立		
昭和11	1936	愛育会「愛育村」を各地で指定		二・二六事件おこる
昭和12	1937	保健所法公布(全国40箇所に設置)母子保健法公布		日清戦争開戦
昭和13	1938	厚生省設置		
昭和16	1941			太平洋戦争勃発
昭和17	1942	妊産婦手帳制度発足、妊産婦検診の奨励。医療関係法令を統合して「国民医療法」が制定される。産婆規則も同法の中に規定された。産婆が助産婦に改称。		
昭和20	1945		島根県庁の火災により産婆会の記録物はすべて消失する。	太平洋戦争終結
昭和22	1947	産婆規則が助産婦規則と改められる。「保健婦助産婦看護婦法令」公布。		日本国憲法施行

出所：厚生省「医制百年史（記述編、資料編）」より作成。

表2 産婆数の推移（全国・島根県）

年号	西暦	全国	島根県
明治 11	1878	12009	—
12	1879	12999	—
13	1880	17784	—
14	1881	18734	471
15	1882	19035	492
16	1883	20805	491
17	1884	29961	520
18	1885	27175	841
19	1886	28957	953
20	1887	29863	1006
21	1888	30860	1005
22	1889	32111	1142
23	1890	32505	1140
24	1891	33359	1281
25	1892	33016	614
26	1893	33475	651
27	1894	33921	644
28	1895	34494	646
29	1896	34449	643
30	1897	36375	690
31	1898	35945	667
32	1899	8367	668
33	1900	25118	610
34	1901	25503	638
35	1902	25769	640
36	1903	25959	625
37	1904	26220	631
38	1905	25998	630
39	1906	25192	636
40	1907	26667	628
41	1908	26957	628
42	1909	27220	624
43	1910	27674	620
44	1911	28362	587
大正元	1912	29376	603
2	1913	30034	611
3	1914	31048	621
4	1915	31854	598
5	1916	32840	603
6	1917	34295	609
7	1918	34348	580
8	1919	35235	579
9	1920	36055	567
10	1921	36657	556
11	1922	37714	567
12	1923	39515	535
13	1924	41707	534
14	1925	42877	537
昭和元	1926	44776	533
2	1927	45663	533
3	1928	46299	522
4	1929	48399	548
5	1930	50312	561
6	1931	52537	553
7	1932	54655	561
8	1933	56590	580
9	1934	58270	604
10	1935	59560	594
11	1936	60967	581
12	1937	61732	613
13	1938	62209	—
14	1939	62307	—
15	1940	61368	—
16	1941	62741	—
17	1942	52991	—
18	1943	34665	—
19	1944	14883	—
20	1945	17915	—

出典：全国は、厚生省医務局『医政百年史』、島根県は、島根県統計局『島根県統計100年史』より作成。

注：明治32年より免許所有者数をあらわしている。

## Ⅱ. 島根県の産婆に関する意識・存在

### 1. 産婆を意味する呼び名

産婆を意味する方言は、地方で工夫し出した色々の名前がある。それが産婆という職業の発生、又その社会上の地位ともいべきものを、推定せしめるてがかりになるのみならず、一步を進めては常人の家庭において、誕生という事実をどう考えていたかという、かなり大切な問題も答え得しめるようになるという見方もある。

島根県の産婆の呼び名は、表3のようである。明治以前も使われていた可能性があると考えられる島根県の産婆を意味する方言で多いのは、「とりあげ婆さん」「洗い上げ婆さん」「洗いば婆さん」「ひきあげ婆さん」「腰抱き婆さん」である。その他珍しいところでは、西郷町で「コーシャ」「コーシャバーサン」「ナレゴシャ」、出雲市稗原で「産母」「とらげばば」、江津市で「川行き婆さん」などがある(表3)。生児をこの世の中に取り上げる権限をもつ人、職業として、産婆は「とり上げ婆」ともいわれたのであろう。

### 2. 産児制限(避妊・墮胎・間引き)と産婆

「とり上げ婆さん」ともいわれ、生児をこの世の中に取り上げる権限をもつ人・職業である産婆は、墮胎行為の周辺に存在するものとしても認識されていたことをうかがうことができる。資料の中に(表4)、島根県の産児制限の方法として、「間引き」といって、出産の瞬間に、産婆が産児を圧殺していた記録もある<sup>14)</sup>。全国レベルで産婆の墮胎等を禁じた明治維新後も、島根県では生児が様々な手段によって産婆の手で処理されていたことをうかがうことができる。今日我々が大きな衝撃を受けるのは、明治初期の松江市において、堀の水

表3 島根県の産婆の呼び名

呼び名	出典
トリアゲ婆さん	『乙立郷土誌』乙立自治協会、2005年
洗い上げ婆さん・洗いはばさん	『赤来町史』1972年
トリアゲ婆さん	『美保閩町誌』(上)1986年
コーシャ・コーシャバーサン・ナレゴージャー	『西郷町誌』1976年
ヒキアゲ婆さん・トリアゲ婆さん	『温泉津町誌』(下)1995年
トリアゲバァサン	『掛合町誌』1984年
腰だき婆さん・ひきあげ婆さん	『仁摩町誌』1972年
産母・とらげばば	『碑原郷土史』1985年
とりあげ婆さん	『仁多町誌』1996年
とりあげばあさん	『加茂町誌』1984年
とりあげばあさん	『大東町誌』1971年
とりあげ婆あ	『知夫村誌』1996年
あらいはあさん・とりあげばあさん	『羽須美村誌』(下)1988年
産婆さん・とりあげ婆さん・腰だき婆さん・引き上げ婆さん・川行き婆さん	『江津市誌』(下)1982年
洗い上げ婆さん	『大和村誌』(下)1981年
取り上げ婆さん・洗い上げ婆さん・引き揚げ婆さん	『浜田市誌』(下)1973年
取り上げ婆さん・洗い上げ婆さん・引き揚げ婆さん	『里坊郷土誌』三刀屋町里坊公民館、1999年

資料：各出典に基づき筆者作成。

際から犬が赤子の腕をくわえ出していた記録のあることである(表4)<sup>15)</sup>。このように、明治初期の松江市では墮胎・間引きは多少あったようである。国レベルでは、1868(明治元)年「産婆取締規則」が発布され、産婆の売薬世話・墮胎取扱が禁じられるが、地方ではこの弊風は容易に改め得るものではなかったことが読みとれる。

### Ⅲ. 産婆に関する島根県の制度運用

#### 1. 産婆取締規則

##### 医制発布以降

国レベルでは、医制(1874年)において産婆の資格に関する規則が出されていたわけだが、島根県では、これに準じた「産婆取締規則」が1884(明治17)年8月、甲第120号において布達された<sup>16)</sup>。この「産婆取締規則」は、全8条からなる。

第一條 産婆ハ内務省ノ免許状又ハ當廳ノ免許鑑札ヲ得タルモノトス

第二條 新たに産婆免許鑑札ヲ得ントスル者ハ其履歴書ニ左ノ科目ヲ修得シタル醫師ノ証明証ヲ添ヘ其旨願出ツヘシ但出願者ハ満二五年以上ノ女子ニ限ル  
(以下、科目は省略する。)

第三條 當管内轉居セントスルトキハ移住ノ國郡町村名ヲ詳記シ速ニ其旨届出ツヘシ

他府縣下に轉居セントスルトキハ轉居ニ先タチ其旨届出ツヘシ但當廳ノ免許鑑札ハ同時に返納スヘシ

第四條 免許若クハ鑑札ヲ遺失又ハ毀損シタルトキ若クハ氏名族籍ヲ變換シタルトキハ其事由ヲ具シ免狀若クハ鑑札ノ下付又ハ書換ヲ提出ツヘシ。療瘳又ハ死亡シタルトキハ速ニ免狀

表4 島根県の避妊・墮胎・間引き

内容
陰部の上に灸点すれば好結果があるという。〔八東郡加賀村〕
一般神仏に祈願する以外の習俗はない。〔同郡揖屋村〕
ある観音菩薩に、避妊には「お預け」と祈る風がある〔簸川郡久多美村〕
出雲枕木山へは妊娠も祈願するがまた避妊をも祈願する。〔隠岐島前黒木村〕
墮胎は相当あったという。主として山吹の茎を使ったという。すなわちその茎をタキタカユビ（中指）の長さにして、子宮の口に達するまで、一夜くらい入れておいたという。〔八東郡加賀村〕
妊娠の腹をもみかえして死産させる風もあった。。〔八東郡加賀村〕
墮胎・間引きの風習はあった。今はない。〔八東郡秋鹿村〕
草や特効薬といわれるものを飲み、はなはだしいのは異物を挿入したという。〔八東郡揖屋村〕
一家に二児以上は育てないという習俗の部落があった。五、六十軒の聯担部落に、三、四〇歳ぐらい以上の者では、兄弟の多い家はない。〔意東村〕
明治以前の墮胎および間引きには優秀な技術が伝わっていたが、厳重な禁令が定められて以来、門外不出となって知る由がない。〔仁多郡島上村〕
当地方は明治以前は百人に三人は墮胎したという。南天樹またはほおずきの茎を挿入すると直ちに効果があるといった。墮胎専門の上手な医者もいた。それに頼むと結果はよかった。おろした子はひそかに河川へ流した〔大社町〕
間引きは、産後直ちにぼろに包んで、これを溜池あるいは川に投げた。〔簸川郡久多美村〕
墮胎・間引きは多少あった。明治初期は、堀の水際に流れよったこも包みから、犬が赤子の腕をくわえ出している光景を目撃したことがある。〔松江市〕
三、四か月以内につぶぶきの茎を子宮孔に通しておろすという。〔那賀郡浜田町〕
明治以前には、不具者などが生まれたときに、産婆が子の鼻孔に濡れ紙を覆って間引きしたという。〔鹿足郡津和野町〕
墮胎の風習は多少あった。その方法は、ふきの茎をさし込んだり、種子油を飲んだりした。〔隠岐島前黒木村〕
墮胎や間引きは実際に多かった。人工的にするものをステルといい、自然の流産はスタルと称した。次の場合に多く行われた。 多産であって養育の資力が乏しいため。 四十歳以上であって外聞を恥じるため。 寡婦が妊娠したため。 未婚の女が私通から妊娠したため。
政策上から人口の増殖をはばまれたため。例えば周吉郡布施村大字飯美という小部落では分家新立がはばまれ、その裏面に墮胎や間引きが奨励されていたらしい。当部落は土地が狭く耕地が乏しく、宅地も少ない土地柄である。かつ旧幕時代には他への移民が困難であったから、墮胎・間引きを禁じては部落が生きられなかったのである。〔隠岐島後〕
墮胎方法は大別して二種あった。飲食によるもの一おはぐろを飲むもの。酢を飲むもの。イノコブチ（牛膝）の地下茎を煎じて飲むもの。ぶりなど脂肪濃き魚の内臓を食うもの。油揚げ・豆腐を食うもの。えのころぐさの茎で、ある危険な工作を施すもの。この方法が飲食による諸方法よりも有効であったらしい。〔隠岐島後〕
墮胎手術は妊婦が自分で行うのではなく、各地に専門家がいて、これに頼んで施してもらった。多くは老女であり、男子ははなはだ稀であった。墮胎した胎児は、布片あるいはわらづとに包んで墓地又は床下に、ひそかに埋葬した。〔隠岐島後〕
手毬唄（仁多郡島上村） うちの姉さん　なぜママ食わんやら 腹に七月　あの子が出来た あれがもしもし　男の子なら 寺へ上らしよ　学問さしよに これがもしもし　おなごの子なら こもに包んで　小縄でしめて 前の小川へ　そろりと投げる 上かゝら鳥が　つつくやら 下から土生が　つつくやら つついた鳥は　どこへ行た 千国万国　超えて行た

出所：恩賜財団母子愛育会『日本産育習俗資料集成』1975、166-167より作成。

注：1931年に全国道府県在住の民族研究者等に委嘱して行った産育習俗調査の報告である。島根県の報告者提出者は、後藤蔵四郎氏である。

若クハ鑑札返納其旨届出ツヘシ

第五條 産婆ハ左項ヲ爲スチ禁ス

- 一 異狀分娩ニ臨ミテ手術ヲ施ス
- 二 産科器械ヲ用ユル事
- 三 藥劑ヲ興ヘ又ハ藥方ヲ指示スル

第六條 産婆ハ後に掲クル書式の帳簿ヲ製シ其時々漏レナク記載シ毎月末之カ総計ヲ爲シ翌月三日限り居住地衛生委員ヘ差出検印ヲ受け置ク可シ

(以下、届出の書式は省略する。)

第七條 此規則ニ掲クル願届ハ戸長衛生委員ノ奥書ヲ受ケ郡役所ヲ經由スヘシ但管内轉居ノトキ前住地ト移住地ト甲乙戸長衛生委員ノ奥書ヲ得又ハ双方郡役所ヲ經由スヘシ

第八條 前數條ニ違背シクルモノハ違警罪ニ處セラレ尚ホ其營業ヲ停止若クハ禁止スルトアルヘシ

第一条によって、島根県の産婆は内務省免許状を持つ者か、本県免許および鑑札を持つ者の2種類が存在することとなった。第二条では、産婆免許鑑札を受ける場合の要件について述べている。提出書類には、履歴書と所定の科目修得を証明する医師の証明書の提出を義務つけた。ただし出願できる者は、満25歳以上の女子に限定された。「医制」では新たに免許を申請する産婆の年齢は「40歳以上」としていたが、明治17年の島根県の布達では産婆になろうと願い出る者は「25歳以上」となっている。また、「医制」にあった経過措置として、従来営業の者に対しては「仮免許」を授けるという部分は、この法令にはない。それは、従来産婆業を営んでいるものに対し、基本的な学術試験を行わないまま免許証を与えないという県の方針であったこと解釈できる。満25歳以上という基準にしているのは、

学科を修得した教育を受けた産婆を多く養成していくという観点から、年齢基準がこのように「医制」と比べ引き下げられていたものと思われる。

ここで、資格別の産婆の数にも注目しなければならない。表5は従来の開業者と試験合格者の各府県の都市の分布を示している。従来開業1人に対する試験合格者の数は、全国平均では2.0人であるのに対し、島根県では4.0人である。しかも、1913年(大正2)の試験合格者の割合は8割に達しており、全国と比べ圧倒的に多い。従来開業の旧産婆がまだまだ主流を占める府県も多く、試験合格者の新産婆と旧産婆が交错していた時代に、島根県ではすでに新産婆が主流を占めていた。その背景には、教育を受けた試験合格者の若い新産婆に免許を与えるという島根県の方針が大きく影響していたものと推定される。これらのことから、「とりあげ婆さん」といわれ墮胎等にも深く関わる存在であった老齢の産婆から、教育を受けた若い産婆への交替を促すことで、墮胎等の悪弊を改めようとする県の方針が読みとれる。

第三条では、県内移転は、郡区役所などに届出を行えばよい。産婆が他府県に転居する際は、転居前に届出を行い、免許鑑札を返上することとしている。したがって、この時点では、他府県へ転居する場合は鑑札の書き換えができなかったと推定される。第四条では、産婆が免許鑑札を紛失した場合、改名する場合には免許の書換をすることを指示している。また、死亡した場合には免許を返納するよう指示している。第五条では、異常分娩の場合に手術を行うこと、器械を使用すること、産婦への薬剤投与や漢方の処方を行うことを禁止している。第六条では、産婆は所定の書式の帳簿を作成し、分娩を取り扱った場合

表5 各府県の都市における資格別産婆数 (大正2年末)

	従来開業	試験合格	合計	従来開業1人に対する試験合格産婆数
東京市	966	1280	2246	1.3
京都市	111	296	407	2.7
大阪市	277	626	903	2.3
堺市	3	32	35	10.0
横浜市	108	235	343	2.1
横須賀市	24	65	89	2.6
神戸市	102	289	391	2.8
姫路市	8	13	21	1.6
長崎市	39	176	215	4.5
佐世保市	21	55	76	2.6
新潟市	0	127	127	...
長岡市	3	39	42	13.0
前橋市	2	46	48	23.0
高崎市	2	23	25	11.0
水戸市	22	20	42	0.9
宇都宮市	11	28	39	2.5
奈良市	8	11	19	1.4
津市	12	32	44	2.7
四日市市	0	22	22	...
名古屋市	46	253	299	5.5
豊橋市	15	22	37	1.5
静岡市	13	52	65	4.0
甲府市	4	19	23	4.8
大津市	6	17	23	2.8
岐阜市	5	20	25	4.0
長野市	41	1	42	0.0
松本市	23	19	42	0.9
仙台市	27	212	239	7.8
福島市	9	31	40	3.4
若松市	5	11	16	2.2
盛岡市	17	43	60	2.5
青森市	9	43	52	4.8
弘前市	24	16	40	0.7
山形市	7	32	39	4.6
米沢市	9	13	22	1.4
秋田市	8	13	21	1.6
福井市	9	24	33	2.7
金沢市	30	55	85	1.8
富山市	12	40	52	3.3
高岡市	8	16	24	2.0
鳥取市	0	28	28	...
<b>島根県</b>	<b>117</b>	<b>463</b>	<b>580</b>	<b>4.0</b>
岡山県(市)	181	92	273	0.5
広島市	18	98	116	5.4
呉市	2	97	99	49.0
下関市	0	62	62	...
和歌山市	15	50	65	3.3
徳島市	65	2	67	0.0
丸亀市	14	14	28	1.0
松山市	9	42	51	4.7
高知市	9	49	58	5.4
福岡市	13	28	41	2.2
門戸市	9	31	40	3.4
若松市(福岡)	4	16	20	4.0
大分市(県)	177	54	231	0.3
佐賀市	5	11	16	2.2
熊本市	0	35	35	...
鹿児島市	9	52	61	5.8
那覇	154	37	191	0.2
首里	0	3	3	...
札幌	11	88	99	8.0
<b>合計</b>	<b>2858</b>	<b>5719</b>	<b>8578</b>	<b>2.0</b>

資料：緒方正清『日本産科学史』1980, 1726-1728より作成。

にはもれなく記録し、1 か月ごとに集計し、翌月三日までに町村衛生委員へ届出をすることを指示している。第七条では、規則の届出は市町村長の奥印を受け、所轄都市役所を経由して届出ること、ただし、県内移転の場合は、移転前後のそれぞれの町村衛生委員の奥印を受け、両方の所轄都市役所を経由することを指示している。第八条では、規則に違反した場合は違警〔罪〕として処罰され、営業停止若しくは営業禁止とするとされている。「医制」では、罰則は規定されていなかったが、本令では、違反した者は営業を許さずとしている。

## 2. 産婆取締規則改正

### 1) 産婆取締規則の更正

上にみた「産婆取締規則」は、1890（明治23）年6月60号において更生された<sup>17)</sup>。その内容は、1885年の甲第120号の一部を修正したに過ぎない。しかし、第九条では、「産婆取締規則」第二条第三条第四条第五条各項第六条に違反した者は50銭以上1円50銭以下の科料に処すとしている。産婆に関する取締規則において、罰則規定をつくり罰金に関してうたったのは、これが初めてである。このことから、産婆として営業する者に規則を徹底させ、違反者を厳しく取り締まろうとする県の方針が読みとれる。

明治二十二年六月十日 縣令第六十號 島根縣知事籠手田安定

明治十七年八月卅日甲第百廿號布達産婆號取締規則中第九條左ノ通更生ス

第九條 第二條第三條第四條第五條各項第六條ヲ犯シタル者ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料二處ス

### 2) 産婆取締規則更正

「産婆取締規則」は1889（明治22）年に更正され<sup>18)</sup>、第二条に「新たに産婆を営業せんとする者は科目試験を受け、其の及第証写を添え願ひ出るべし、但し産婆学校卒業証書若しくは之に相当する資格を有すると認める者は試験を要せず」とした。第七条では、産婆の年齢が満20歳以上に改められている。産婆の年齢基準は、明治7年の「医制」では40歳以上、又6年前の明治17年の島根県での規則では25歳以上であった。島根県では試験及第の必要のある産婆を多く養成していくという観点から年齢基準がこのように引き下げられてきたものと推察できる。

また、第七条で、墮胎を行った産婆の免許を取り下げることが明文化しているのは、島根県の墮胎の現状を反映した条文であると解釈できる。このことから、当時産婆は墮胎に深く関与していたことが推察され、この悪弊を改善するために、産婆の質改善は急務とされていたことが読みとれる。

第九条では、産婆組合を結成させ、業務の講習を行うように規定している。つまり職能集団である組合に責任を持たせ、必要な学習を行わせることで、医療専門職としての職業倫理や産婆業をはやく確立させようとする県の方針が読みとれる。

明治二十三年二月二十五日 縣令第二十二號

産婆取締規則別紙の通更生ス

(別紙)

#### 産婆取締規則

第一條 産婆ハ内務省若シク是本縣ノ免許状ヲ所持スル者ニアラサレハ營業スルヲ許サス

- 第二條 新たに産婆ヲ營業セントスル者ハ左ノ科目ノ試験ヲ受ケ其及第證寫ヲ添へ願出ツヘシ  
但産婆學校操業証書若クハ之ニ相當スル資格ヲ有スルト認ムル者ハ試験ヲ要セス  
婦人骨盤及生殖器構造ノ大意  
妊娠経過ノ大意  
分娩機能ノ大意  
産葛経過ノ大意  
産婦及嬰兒ノ看護法
- 第三條 内務省免許ノ者本縣内ニ於テ開業セントスルトキハ免狀寫ヲ添其旨届出テ府縣免許ノ者ハ免狀寫ニ履歷ヲ添願出スヘシ
- 第四條 免許ヲ遺失毀損シタルトキ又ハ氏名族籍ヲ變換シタルトキハ其事由ヲ具シ下竹又ハ書換ヲ提出ツヘシ。
- 第五條 廢業死亡シタルトキ又ハ他府縣ニ轉住セントスルトキハ速ニ其旨届出免狀ヲ返納スヘシ  
但内務省免狀ヲ所有スル者他府縣へ轉住シタルトキハ郡市町名ヲ詳記シ速ニ届出テ仍ホ蕃居住地ノ郡市役所(若クハ島聡)ヘモ届出ヘシ
- 第六條 本則ニ掲クル願届書類ハ所轄島廳郡役所市役所戸町役場町村役場ヲ經由スヘシニ五
- 第七條 左項ニ該ル者ハ産婆タルヲ許サス  
一 年齢二十年未滿ノ者  
一 墮胎ノ諸業アリシ者
- 第八條 産婆ハ左項ヲ爲スヲ得ス  
一 産科機械ヲ用ユルコト  
一 藥劑ヲ興ヘ藥方ヲ指示スルコト  
一 分娩ノ際異狀アルトキ及産兒死亡ノ場合ニ於テ醫師ノ指導ヲ待クシテ之ヲ處置スルコト

第九條 産婆ハ適宜組合同規約ヲ定メ業務ノ講習ヲ爲スヘシ

第十條 産婆ハ左ノ書式ノ帳簿ヲ製シ一年兩回一月七月總計ヲ爲シ翌月五日限り居住地戸町市町村長ヘ差出シ檢印ヲ受クヘシ

第十一條 本則第一條第八條ヲ犯シタル者ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス  
(以下、書式は省略する。)

3) 島根縣令第四十一號 明治二十四年三月十三日

島根県では、明治二十三年二月二十五日、縣令第二十二号において、産婆ノ免許狀は松江市を除き、明治二十五年三月までと定められた<sup>19)</sup>。

明治二十三年二月縣令第二十二號産婆取締規則則ノ免許狀ハ松江市ヲ除キ來ル明治二十五年三月マテ仍ホ其効ヲ有ス

4) 島根縣令第五十二號 明治二十四年四月二日

この規則によってはじめて内務省の産婆開業免許を希望する者は履歷書を添え、本県郡市役所に届出ることが追加された<sup>20)</sup>。

内務省ノ産婆開業免狀ヲ得ントスルモノハ本籍ニ於テ試験スヘキニ付キ住所姓名生年月ヲ記シ履歷書ヲ添へ試験ノ儀島廳又ハ郡役所市役所ヲ經テ縣廳ヘ届出ヘシ

●島根縣告示第二十八號 明治二十四年四月二日

1891年(明治24)に「産婆試験科目及試験法」の告示を行い、産婆開業試験を実施した。ここでは、内務省免許要件の試験科目について触れている<sup>21)</sup>。

産婆試験科目及試験法ハ左ノ如シ

内務省ノ免状ヲ得ントスルモノ

像備論（解剖學及生理學）

妊娠論

分娩論

産褥及初生兒論

産婆職務論

5) 島根縣令第二八號 明治二十五年三月四日

明治23年県令第28号では、「産婆取締規則」の中に、産婆が死産を取扱った時には、市町村長宛の死産証を作成し、家族に渡すように、という内容を加えた<sup>22)</sup>。1890年にはじめて島根県では、産婆が死産証を書くことができるようになったのである。例えば大阪では、1900年にいたってはじめて、産婆が死産証を書くことができるようになったということであり、死産が届けられやすいようにという県の方針が読みとれる。

明治二十三年二月島根縣令第二十二號産婆取締規則中第八條ノ次へ左ノ一條ヲ加へ第九條ヲ第十條トシ以下各條順次繰下ケ元第十一條中第八條ノ下へ（第九條本文）ノ五字ヲ挿入ス

第九條 産婆死産ヲ取扱ヒタルトキハ市長戸町町村町宛死産證ヲ作り家人ニ付興スヘシ其死産ノ取扱ヲ爲サ、ルモ死産證ノ請求ヲ受ケタルトキハ胎兒ニ就キ異状ナシト確認スルモノ又同シ

但醫師ヨリ死産誼付興セシモノハ此限ニアラス

6) 島根縣令第八十號 明治二十六年九月四

日

明治26年「産婆取締規則」更生によると、出産流産の記録簿を作成し、出産流産の年月日、男女区別、産婦の住所氏名年齢を記録し保存することが追加された<sup>23)</sup>。

明治二十三年二月縣令第二十二號産婆取締規則中第十一條左ノ通更生シ出産流産簿書式ヲ削除ス

第十一條 産婆ハ出産流産簿ヲ設ケ出産若クハ流産ノ年月日及男女別産婦ノ住所族籍氏名年齢等ヲ登記保存ス可シ

### 3. 「産婆規則」制定と、産婆試験規則・営業規則の確立

1899（明治32）年の全国的統一基準の産婆規則公布を受けて、明治32年9月29日、島根県令第60号「産婆規則其他施行細則」が発布された<sup>24)</sup>。

島根縣令第六十號 産婆規則其他施行細則左ノ通定ム

明治三十二年九月二十九日 島根縣知事  
河野忠三

#### 産婆規則其他施行細則

第一條 産婆規則、産婆試験規則及産婆名簿登録規則ニ依リ縣瘡ニ提出スヘキ願書ハ所轄島瘡、郡役所、市役所、戸町役場、町村役場ヲ經由スヘシ

第二條 産婆試験ハ毎年二回四月十月之ヲ舉行スルコトアルヘシ

第三條 産婆試験願書ハ別記書式ニ依リ之レヲ作り毎年二月八月中ニ提出スヘシ

第四條 産婆試験出願者ハ試験期日前ニ受験地ニ到著シ宿所、氏名ヲ縣瘡又ハ島

表6 産婆種類地方別 (明治34年12月末日現在)

地方別	試験	従来		現地開業	計
		試験	履歴		
東京府	85	1190	76	7	1358
京都府	30	183	—	235	448
大阪府	54	206	528	40	828
神奈川県	4	206	24	—	234
兵庫縣	58	13	1719	54	1844
長崎縣	24	71	425	13	523
新潟縣	50	300	210	16	1266
埼玉縣	6	47	181	9	243
千葉縣	17	298	93	—	308
茨城縣	4	177	184	6	371
群馬縣	14	187	—	4	155
栃木縣	8	23	98	9	198
奈良縣	6	14	376	25	420
三重縣	63	281	503	35	892
愛知縣	17	78	1837	—	1422
静岡縣	20	138	220	5	363
山梨縣	5	18	15	3	41
滋賀縣	7	109	209	2	516
岐阜縣	19	15	1023	—	1057
長野縣	12	18	96	5	101
宮城縣	23	—	289	0	381
福島縣	23	724	—	20	767
岩手縣	7	6	207	20	230
青森縣	2	1	593	63	639
山形縣	5	672	—	2	679
秋田縣	—	10	305	50	374
福井縣	4	1	277	12	294
石川縣	10	575	—	48	633
富山縣	5	418	2	14	439
鳥取縣	4	77	47	—	198
<b>島根縣</b>	<b>3</b>	<b>589</b>	<b>—</b>	<b>47</b>	<b>638</b>
岡山縣	3	71	45	—	119
広島縣	3	10	725	300	1253
山口縣	5	17	724	6	752
和歌山縣	102	13	348	5	468
徳島縣	2	40	21	4	67
香川縣	6	89	423	—	518
愛媛縣	5	80	319	60	414
高知縣	17	114	109	6	246
福岡縣	24	40	1308	—	1372
大分縣	5	36	24	5	70
佐賀縣	14	83	253	4	354
熊本縣	1	839	13	—	853
宮崎縣	4	5	296	36	441
鹿児島縣	9	37	148	62	276
沖縄縣	2	2	158	—	162
北海道縣	18	77	113	233	431
總計	823	8646	14352	1084	23485

出所：内務省衛生局「衛生局年報 明治三十四年」1,905年、122より作成。

瘡、郡役所ニ届出ヘシ

第五條 産婆ノ業ヲ営ム者ハ簿冊ヲ設ケ左ノ  
事項ヲ記録シ之ヲ保存スヘシ

一 妊婦、産婦、褥婦取扱ノ依頼ヲ  
受ケタル年月日

二 妊婦、産婦、褥婦ノ住所、氏名、  
年齢

三 妊婦、産婦、褥婦又ハ胎兒、生  
兒ノ取扱ヲナシタル年月日及其ノ要  
領

四 生兒ノ性別及其ノ生産、死産ノ  
區別

第六條 産婆規則第一八條ニ依リ産婆名簿ニ  
登録ヲ願出ル者ハ受有ノ産婆免状ヲ  
其ノ願書

ニ添付スヘシ（以下、試験願書式は  
省略する。）

以上の要旨は、(第1条)産婆規則、産婆試験規則、産婆名簿登録規則により、県庁に提出すべき願書は所轄郡市役所、戸長役場、町村役場を経由すること、(第2条)産婆試験は毎年2回、4月と10月に施行し、また臨時試験を施行することもある、(第3条)産婆試験願書は、所定の書式によりこれを作り、毎年2月、8月中に提出すること、(第4条)産婆試験出願者は、試験期日前に受験地に到着し、宿所、氏名を県庁又は郡役所に届けること、(第5条)産婆の業を営む者は、簿冊を設け、次の事項を記録、保存すること、①妊婦、産婦、褥婦取扱いの依頼を受けた年月日、②妊婦、産婦、褥婦の住所、氏名、年齢、③妊婦、産婦、褥婦又は胎兒、生兒の取り扱い年月日とその要領、④生兒の性別及其の生産、死産の區別、(第6条)産婆規則第18条により産婆名簿に登録を願出る者は、受有の産婆免状をその願書に添付すること等である。

条文は6条から成るが、注目すべき点は、島根県の「産婆取締規則」(明治十七年)とその後の改正内容は、全国統一の「産婆規則」の条文をほぼカバーしており、混乱無く、旧制度から内務省規則に移行できたと思われる。追加内容は、業務範囲に規定されていた禁止事項に加え、消毒、臍帯切断、浣腸の施行の許可を加えた程度であった。産婆は年齢二十歳以上の女子で、試験に合格した者で、産婆名簿に登録した者でなければ、営業できないことが規定された。島根県の場合、「産婆取締規則改正」(明治二十三年二月二十五日)で、年齢二十歳以上の者でなければ、営業できないと定めたことと同様であった。

明治三十二年に「産婆規則」が制定された二年後の明治三十四年の全国の産婆数は、試験(内務省免許)八二三名、従来営業(府県免許八六四六名、従来免許一四三五二名)、限地開業一〇八四名であった。島根県の産婆数は、内務省免許3名、従来営業(府県免許五八八名)、限地開業四七名であった(表6)。内務省免許の産婆はまだわずかであったが、明治17年の「産婆取締規則」以降、県は老齢の産婆から教育を受けた若い産婆への交替を急いだため、他県ではまだ従来産婆が多い中、島根県の従来産婆は全員府県免許の産婆であった。

## おわりに

本稿では、島根県の産婆に関する制度運用を検討することで、島根県が産婆に関してどのような方針で制度運用を行ったのかを、産婆に関する県令や産婆数の変遷から検討し、生殖との関連で産婆がどのような存在として意識されていたかを探ることを試みた。現在、母性を支え育む助産師は、その昔「とり上げ婆さん」ともいわれ、生兒をこの世の中に取

り上げる権限をもつ人・職業である「産婆」と言われた。この「産婆」は、墮胎行為の周辺に存在するものとしても認識されていた。全国レベルで産婆の墮胎等を禁じた明治維新後も、生児は様々な手段によって産婆の手で処理されていた。

1884年に出された「産婆取締規則」以降、島根県は全国レベルの産婆の制度運用と比べ早いスピードで産婆の管理統制を進めた。その背景には、墮胎行為に深く関わる存在である産婆の質の改善を急ぐことで、墮胎の取締を強化しようとする県の方針があったものと推察できる。このことは、結果として明治期以降の島根県の産婆の質の向上につながり、その産婆の貢献が島根県の母子保健の向上に大きく寄与することになったのである。

島根県では、全国的な乳児死亡率の転換が生じる以前から、乳児死亡率の割合は、全国平均をかなり下回るものであったこと、それは、明治期から農村部に近代的な衛生観念を持ち込んできた助産婦、すなわち近代産婆の貢献による影響が大きかったことが指摘されている<sup>25)</sup>。近代産婆の貢献は、明治期からの島根県の産婆の制度運用の展開と深く関わっていたといえよう。

【付記】本稿は、日本学術振興会 基盤研究(B) 課題番号 25285151「日本の出生力転換開始の社会経済的要因に関する研究—東西2地域の比較分析」の研究成果の一部である。

#### 【注】

- 1) 厚生省医務局『医制百年史(記述編, 資料編)』。
- 2) 沢山美果子, 『「産婆」の登場—「産婆」とは誰か』, 『ジェンダー史叢書 第1巻』 2011, 185。

- 3) 同上。
- 4) 新村拓『出産と生殖観の歴史』1996, 179。
- 5) 前傾, 188。
- 6) 前傾, 189。
- 7) 前傾, 237。
- 8) 前傾, 242。
- 9) 赤坂憲雄『女の領域・男の領域』, 2003, 236。
- 10) 同上。
- 11) 厚生省医務局「産婆ノ売薬及墮胎等ノ取締方」『医制百年史資料編』(明治元年十二月二十四日大政官), 1976, 20。
- 12) 前掲, 42。
- 13) 内務省衛生局『衛生局年報三十一年』1899, 4-5。
- 14) 恩賜財団母子愛育会『日本産育風俗資料集成』, 1975, 166-167。
- 15) 同上。
- 16) 堀内泉蔵編『島根縣布達全書』明治18年, 九百四-九百七。
- 17) 『島根縣令』明治二十二年六月第六十号
- 18) 『島根縣令』明治二十三年二月第二十八号
- 19) 『島根縣令』明治二十四年三月第四十一号
- 20) 『島根縣令』明治二十四年四月第五十二号
- 21) 島根縣告示明治二十四年四月第28号
- 22) 『島根縣令』明治二十五年三月第28号
- 23) 『島根縣令』明治二十六年九月第80号
- 24) 『島根縣令』明治三十二年九月第60号
- 25) 宮本恭子「明治期からの助産師職の発展と乳児死亡の関連—島根県の検討—」『社会医学研究』31巻2号, 93-108。

#### 【参考文献】

- 恩賜財団母子愛育会『日本産育風俗資料集成』, 1975。
- 緒方正清『日本産科学史』1980。
- 厚生省医務局「産婆ノ売薬及墮胎等ノ取締方」

- 『医制百年史資料編』（明治元年十二月二十四日大政官），1976。
- 厚生省医務局『医制百年史（記述編，資料編）』。
- 沢山美果子，『「産婆」の登場—「産婆」とは誰か』，「ジェンダー史叢書 第1巻」2011。
- 島根県統計課『島根県統計100年史』1984。
- 新村拓『出産と生殖観の歴史』1996。
- 新村拓『出産と生殖観の歴史』1996。
- 〃 『日本医療史』2006。
- 〃 『健康の社会史 養生，衛生から健康増進へ』2006。
- 内務省衛生局『衛生局年報三十一年』1899。
- 内務省衛生局『衛生局年報 明治三十四年』1905。
- 宮本恭子「明治期からの助産師職の発展と乳児死亡の関連—島根県の検討—」『社会医学研究』31巻2号。